

袖ヶ浦市 一般廃棄物処理基本計画

(袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画)

概 要 版

令和8年3月

袖ヶ浦市

計画の基本事項

計画改定の趣旨

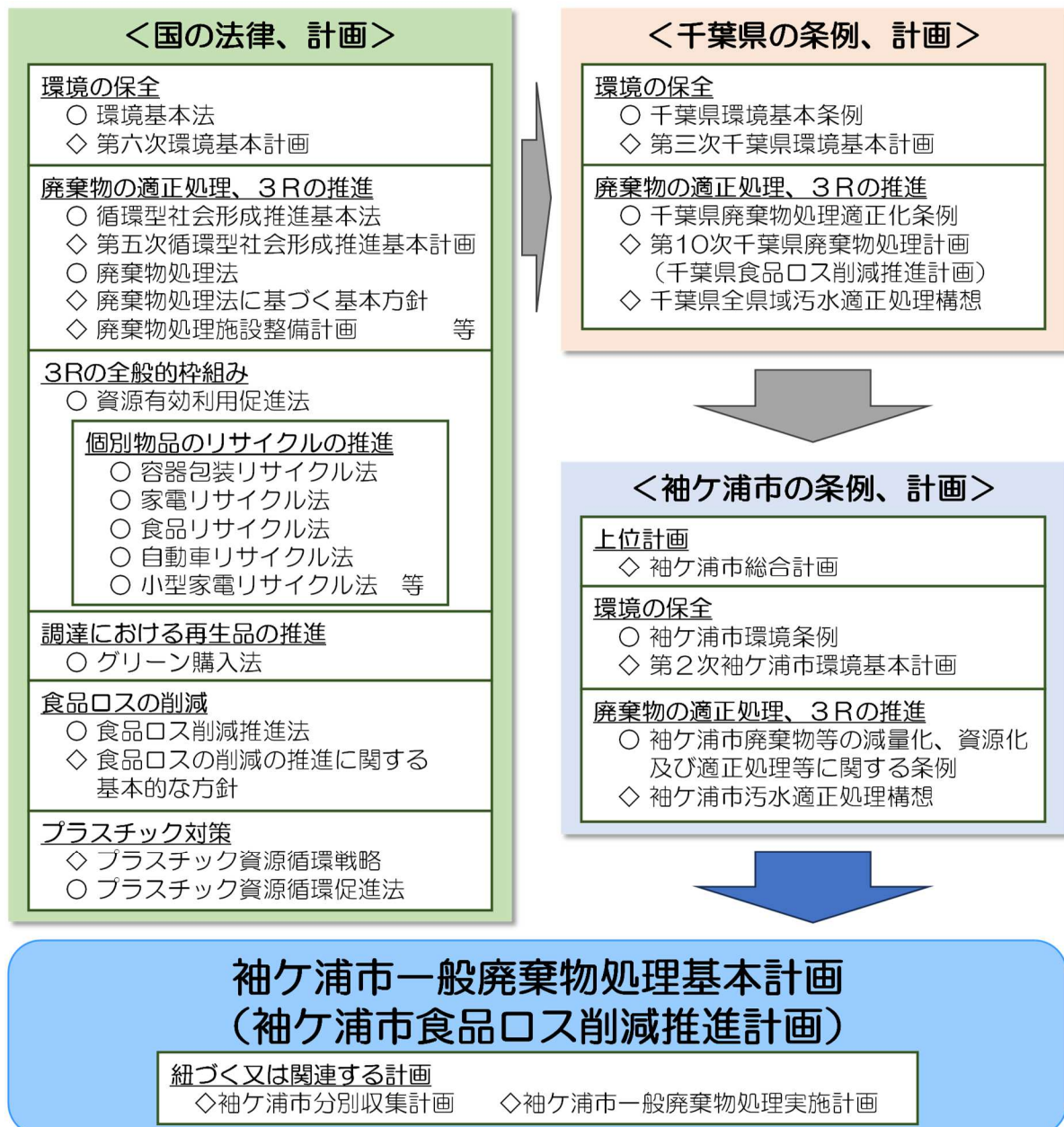
本編 p 1

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が定める一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針です。これまでの一般廃棄物処理に係る取組によってごみの減量化・資源化の促進や生活排水処理率の改善など一定の成果がみられた一方、リサイクル率の伸び悩みや浄化槽汚泥量の増加などの課題が生じています。これに加え、プラスチックごみや食品ロスといった新たなごみ問題など、社会情勢が変化していることを踏まえ、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を改定（以下「本計画」という。）するものです。また、本計画に内包される「袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画」は本市における食品ロスの削減の推進に関する基本方針となります。

計画の位置付け

本編 p 2～12

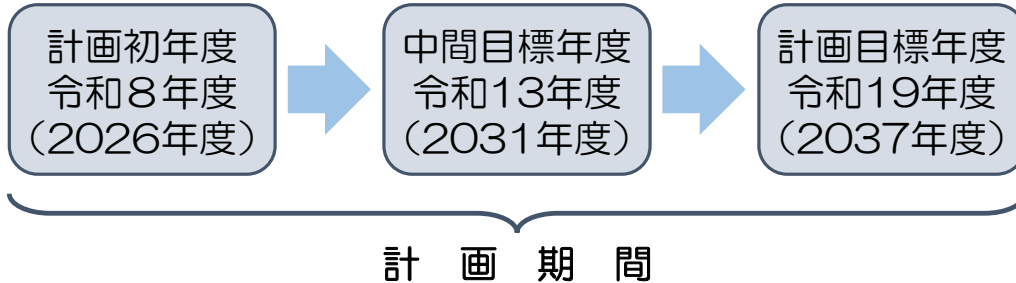
本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び廃棄物処理法施行規則第1条の3並びに食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づいて、本市における一般廃棄物の処理及び食品ロスの削減に係る基本的な事項を定めるものです。



計画期間

本編p13

本計画は、令和8年度（2026年度）を計画初年度とし、令和19年度（2037年度）を計画目標年度とします。また、施策の具体的な評価や見直しを行うため、令和13年度（2031年度）を中間目標年度とします。



計画の範囲

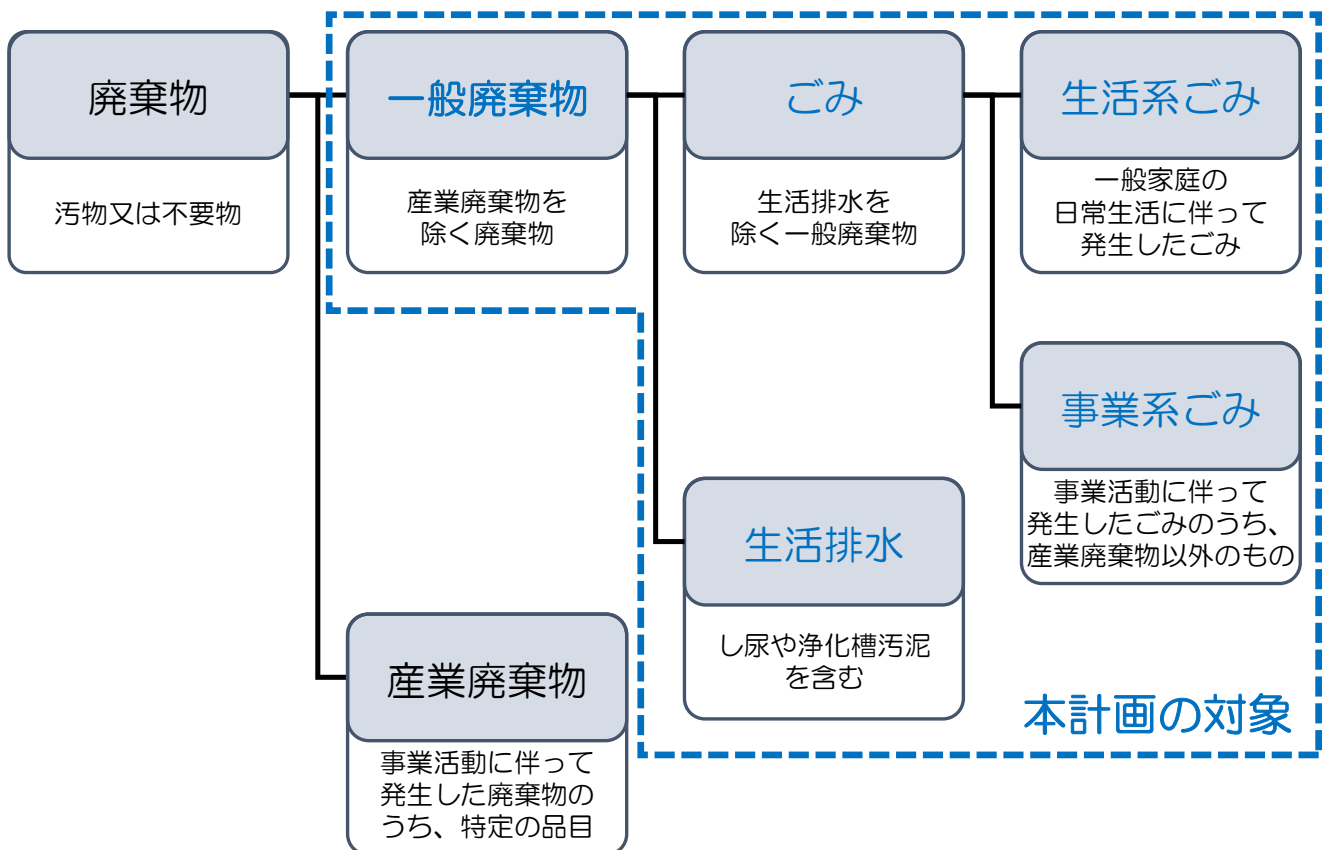
本編p13

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

計画の対象とする廃棄物

本編p14

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に大別されます。本計画の対象は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。



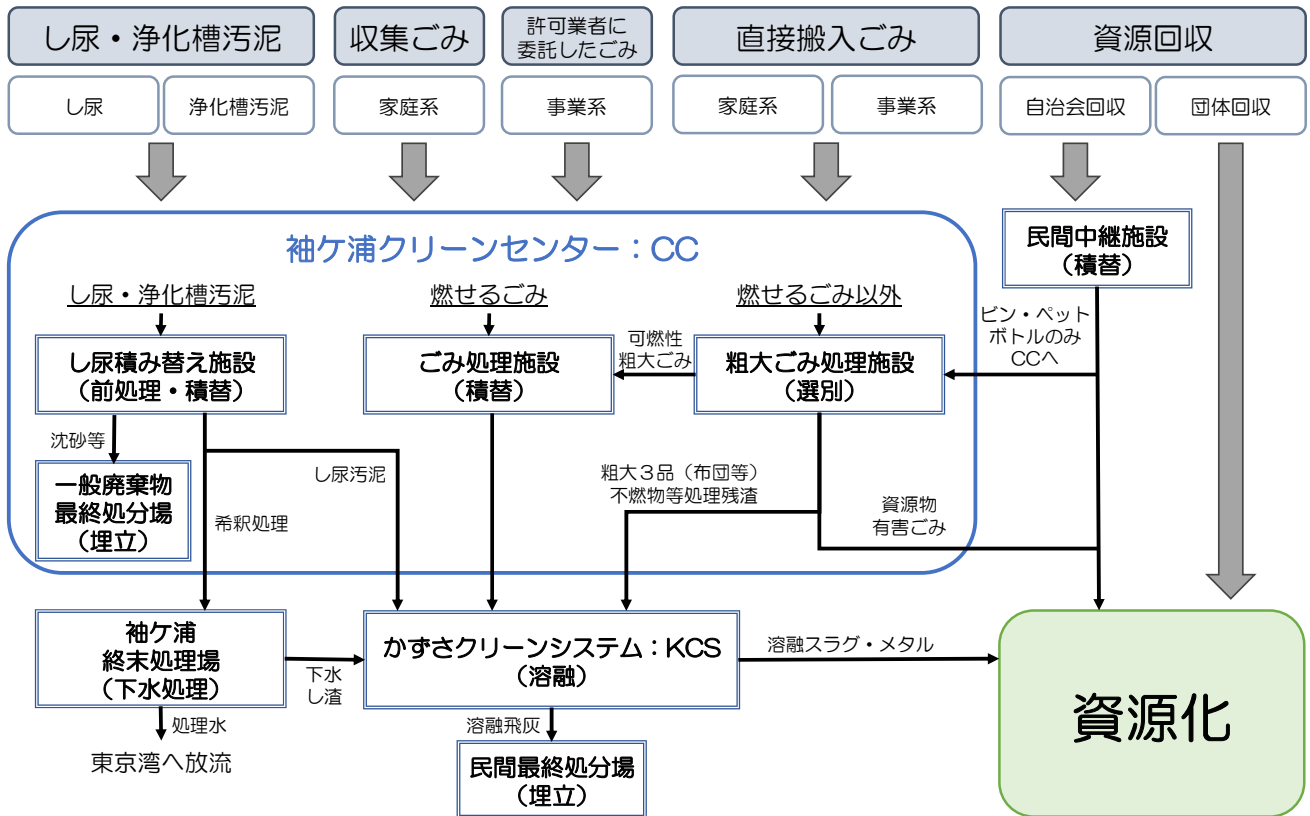
ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状

本編p25～37

ごみの処理形態

本市で発生した一般廃棄物は、下図のとおり、適正に資源化・処理・処分しています。



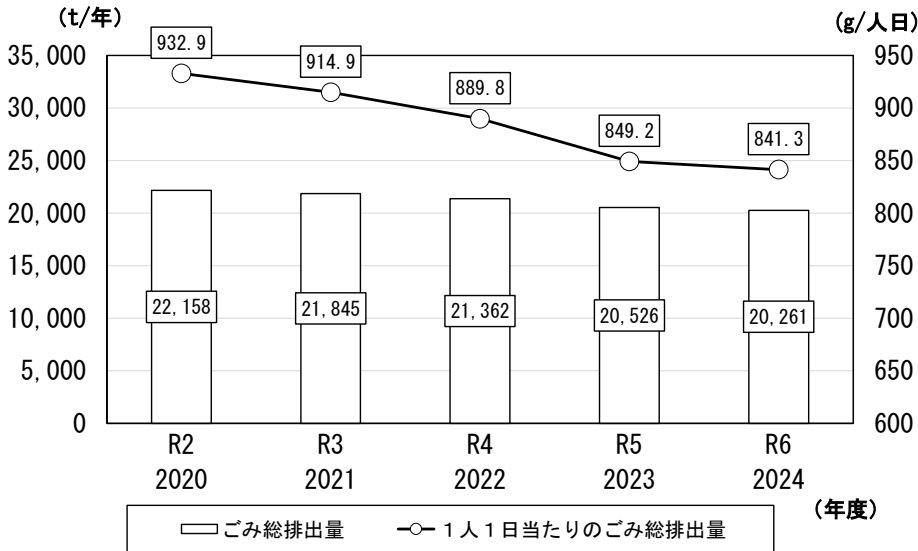
本市におけるごみの分類

本市のごみの分類（分別収集区分）は、以下のとおりです。

分別区分	
(1) 家庭系一般廃棄物	
	燃せるごみ
	燃せないごみ
	有害ごみ
	資源物
	粗大ごみ
(2) 事業系一般廃棄物 ^{注)}	
	事業系一般廃棄物
	資源物
(3) 動物の死体	
	動物の死体
(4) 市長が認めた産業廃棄物	
	農業用ビニール（マルチ）

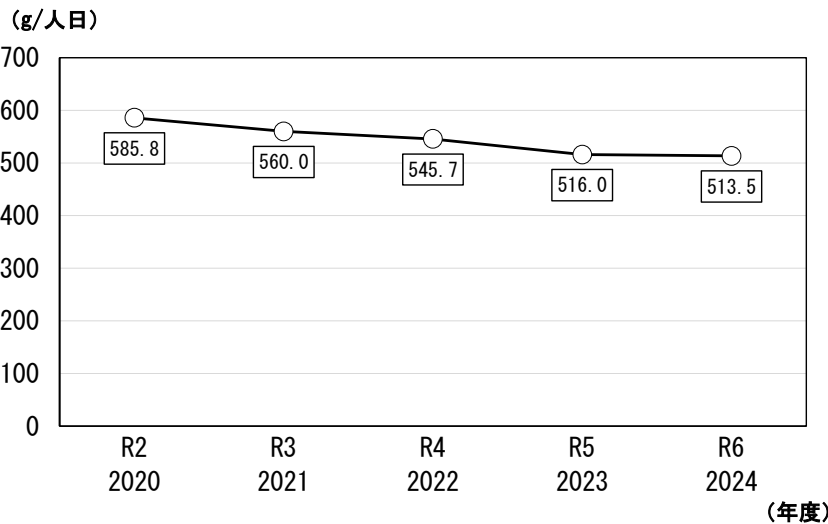
注) 事業活動に伴い発生する一般廃棄物で、市がやむを得ない事情があると認め、かつ、処分が可能な範囲。

ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ総排出量



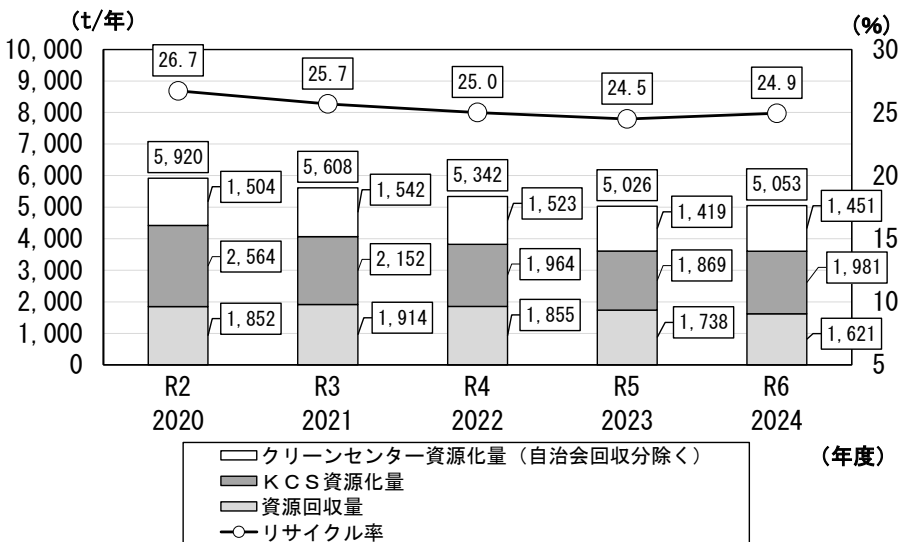
本市のごみ総排出量は、減少傾向を示しています。これは、主に家庭系ごみの総排出量が減少しているためです。

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量



1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量は減少傾向を示しています。なお、資源物を除いた家庭系ごみに該当するのは、燃せるごみ・燃せないごみ・粗大ごみです。

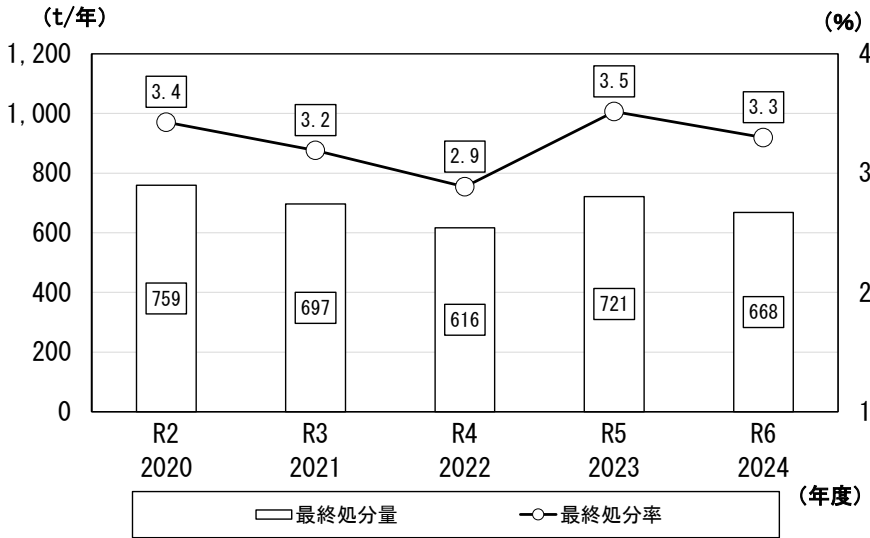
各施設等における資源化量及びリサイクル率



資源化量も減少傾向にあり、リサイクル率も伸び悩んでいます。

この要因としては、古紙及びガラスびんについて、流通量の減少や材料の軽量化が進んだこと、さらにごみ質の変化によってKCSにおける資源化量が減少したことが挙げられます。

最終処分量及び最終処分率



最終処分量、最終処分率ともに増減を繰り返しながら推移しています。

これは、排出されるごみの性質の変化の影響によるものと考えられます。

ごみ処理の評価

本編 p48~64

目標値の達成状況

現計画の目標値の達成状況は以下のとおりです。

数値目標	単位	令和6年度 (2024年度) 実績値	令和7年度 (2025年度) 目標値	令和13年度 (2031年度) 目標値	評価
1 1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	841	850以下	830以下	◎
2 1人1日当たりの家庭系ごみ(資源物を除く)排出量	g/人日	513	488以下	440以下	○
3 リサイクル率	%	24.9	27以上	30以上	○
4 年間最終処分量	t	969 ^{注1)} (668)	613以下	575以下	○
5 リサイクルを実践している市民の割合 ^{注2)}	%	75.0	90以上	93以上	○

【評価基準】

◎：令和7年度（2025年度）目標値に対して100%以上の達成率

○：令和7年度（2025年度）目標値に対して80%以上100%未満の達成率

×：令和7年度（2025年度）目標値に対して80%未満の達成率

注1) 令和5年度（2023年度）において、KCSから搬出されたばいじんのダイオキシン類濃度が埋立基準値を超過したことから、最終処分場への搬出を停止し、KCS内で一時保管をしていました。令和6年度（2024年度）に入って最終処分場への搬出が再開されたことから、令和6年度（2024年度）の最終処分量が増加したものです。令和6年度（2024年度）最終処分量969tのうち、令和5年度（2023年度）発生分は301t、令和6年度（2024年度）発生分は668tであることから、評価については668tを用いて行いました。

注2) 令和3年度（2021年度）までは「日ごろからリサイクルを実践していますか」という設問でしたが、令和4年度（2022年度）以降は「日ごろからリデュース、リユース、リサイクルの3Rを実践していますか」に変更となりました。令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて「はい」の回答割合が6.3ポイント減少しました（83.1%→76.8%）。

○食品ロスの削減を含め、燃せるごみの減量化をさらに促進する必要があります。

全国及び千葉県におけるごみの総排出量及び1人1日当たりのごみの総排出量は、現在も減少を続けています。本市においても、ごみの総排出量は減少を続けていますが、令和5年度（2023年度）時点において、千葉県平均を上回っている状況です。ごみ焼却由来のCO₂排出量の削減などの社会的課題の解決に向けて、特に食品ロスの削減をはじめとして、燃せるごみをさらに減量化する必要があります。

○資源物の軽量化等の現状を見定め、リサイクルを適切に推進する必要があります。

千葉県のリサイクル率は全国平均を上回っていますが、本市は令和5年度（2023年度）時点で県内第5位と、高いリサイクル率を誇っています。しかし、資源物の軽量化や流通量の減少などによって、本市のリサイクル率は令和4年度（2022年度）以降ほぼ横ばいとなっており、さらなるリサイクルを推進する必要があります。また、プラスチック資源循環促進法の施行やリチウムイオン電池に起因する火災の防止といった背景から、新たな品目のリサイクルについても検討し、適切な資源循環を構築していく必要があります。

○ごみの適正な処理体制を維持し、ソフト面・ハード面ともに安定した衛生サービスを提供する必要があります。

ごみの収集から中間処理や最終処分に至るまで、衛生インフラとも呼ばれるごみ処理の一連の流れは、平時・災害時を問わず、常に安定して稼働し続ける必要があります。安定した衛生サービスの提供のため、施設の適切な維持管理はもとより、家庭系・事業系それぞれのごみ処理手数料の適切な見直しや、収集日・収集ルートの見直しなどにより、適正な処理体制の維持に努める必要があります。

○ごみの減量化・資源化の目標実現のため、市民・地域・事業者・行政の協働をさらに推進する必要があります。

本市における3Rに対する関心の度合いは、年々減少しています。ごみの減量化・資源化を促進し、循環型社会を実現するためには、本市に関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を知り、協働して取り組むことが必要不可欠です。

○廃棄物処理法を遵守し、不法投棄・不適正処理を防止する必要があります。

廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、行政、事業者、市民が一体となった取組を進める必要があります。また、個々の事案については、監視の強化等による未然防止を第一とするとともに、不法投棄・不適正処理が発生した場合には、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底する必要があります。

ごみ処理基本計画の施策体系

本市のごみ処理に係る課題、ごみ処理の基本方針、施策の分類及び具体的な取組を取りまとめた施策体系図は以下のとおりです。

本市におけるごみ処理の基本方針は、循環型社会の実現や廃棄物の適正処理、循環利用のために必要な事項を踏まえて3つ定めています。

ごみ処理基本計画に位置付ける具体的な取組は、排出から最終処分までの4つの段階に基づいて分類しています。

課 題

- さらなる燃せるごみの減量化の促進
- 適切なリサイクルの推進
- ごみの適正な処理体制の維持及び安定した衛生サービスの提供
- 市民・地域・事業者・行政の協働のさらなる推進
- 不法投棄・不適正処理の防止



基本方針

- 基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進
- 基本方針2 3R型ライフスタイルの推進
- 基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化



施策の分類及び具体的な取組

排出に係る施策

具体的な取組 No.1~26
ごみの排出抑制、適正分別の推進など、ごみの排出の段階における取組

収集運搬に係る施策

具体的な取組 No.27・28
収集運搬体制の適正化など、収集運搬の段階における取組

中間処理に係る施策

具体的な取組 No.29~35
各ごみ処理施設における適正処理など、中間処理の段階における取組

最終処分に係る施策

具体的な取組 No.36~38
最終処分場の確保など、最終処分の段階における取組

ごみ処理基本計画の具体的な取組

ごみ処理基本計画の具体的な取組は以下のとおりです。現計画の取組を見直して整理し、合計 38 の取組を位置付けることとします。また、生ごみの減量化に係る取組については、食品ロス削減推進計画における施策としても位置付けることとします。

施策の分類	具体的な取組	
排出に係る施策	No.1	参加型のごみ減量化・資源化対策の推進
	No.2	☆生ごみ肥料化容器等の普及促進
	No.3	剪定枝の自家利用の促進
	No.4	家庭系ごみ処理手数料の見直し
	No.5	事業系ごみ処理手数料の見直し
	No.6	ごみ収集日の見直し
	No.7	事業系ごみの減量化・資源化の指導及び周知啓発
	No.8	ごみガイドブックの作成及び配布・配信
	No.9	ごみ出しルール遵守の支援
	No.10	☆新たなごみ問題の周知啓発
	No.11	「私にもできる、ごみ減量化・資源化！」リーフレットの配布
	No.12	【新規】☆ごみ減量化・資源化協力店制度の推進
	No.13	【新規】☆3きり運動の周知啓発及び推進
	No.14	【新規】☆3010運動の周知啓発及び推進
	No.15	【新規】☆フードドライブの周知啓発及び推進
	No.16	資源回収活動の促進
	No.17	小型家電リサイクルの推進
	No.18	プラスチックリサイクルの実施
	No.19	☆生ごみのバイオマス利活用の検討
	No.20	ごみカレンダーの配布・配信
	No.21	【新規】適正分別の周知徹底
	No.22	高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討
	No.23	ごみステーションの管理徹底
	No.24	事業系ごみのごみステーション混入対策
	No.25	不法投棄の防止対策
	No.26	環境物品の使用及びグリーン購入の推進
収集運搬に係る施策	No.27	収集ルートの見直し
	No.28	資源物持ち去り行為対策
中間処理に係る施策	No.29	クリーンセンターにおける資源物回収
	No.30	溶融残渣の資源化
	No.31	事業系ごみ搬入物検査の実施
	No.32	剪定枝及び刈草の資源化
	No.33	次期広域廃棄物処理施設（KACS）の整備・安定稼働
	No.34	既存施設の適正な整備の推進
	No.35	適正処理困難物への対応
最終処分に係る施策	No.36	最終処分場の確保
	No.37	市保有最終処分場の管理継続
	No.38	市保有最終処分場の拡張検討

注) ☆印の取組は、食品ロス削減推進計画における施策としても位置付けます。

ごみ処理基本計画の目標

本編 p80~89

ごみ処理基本計画の目標となる指標は以下のとおりです。

数値目標		単 位	令和 6 年度 (2024 年度) 実績値	令和 13 年度 (2031 年度) 目標値	令和 19 年度 (2037 年度) 目標値
1	1人1日当たりの ごみの総排出量	g/人日	841	811 以下	805 以下
2	1人1日当たりの 家庭系ごみ (資源物を除く) 排出量	g/人日	513	448 以下	436 以下
3	リサイクル率	%	24.9	25.6 以上	26.2 以上
4	年間最終処分量	t	969 ^{注1)} (668)	638 以下	619 以下
5	3Rを 実践している 市民の割合 ^{注2)}	%	75.0	77.5 以上	80 以上

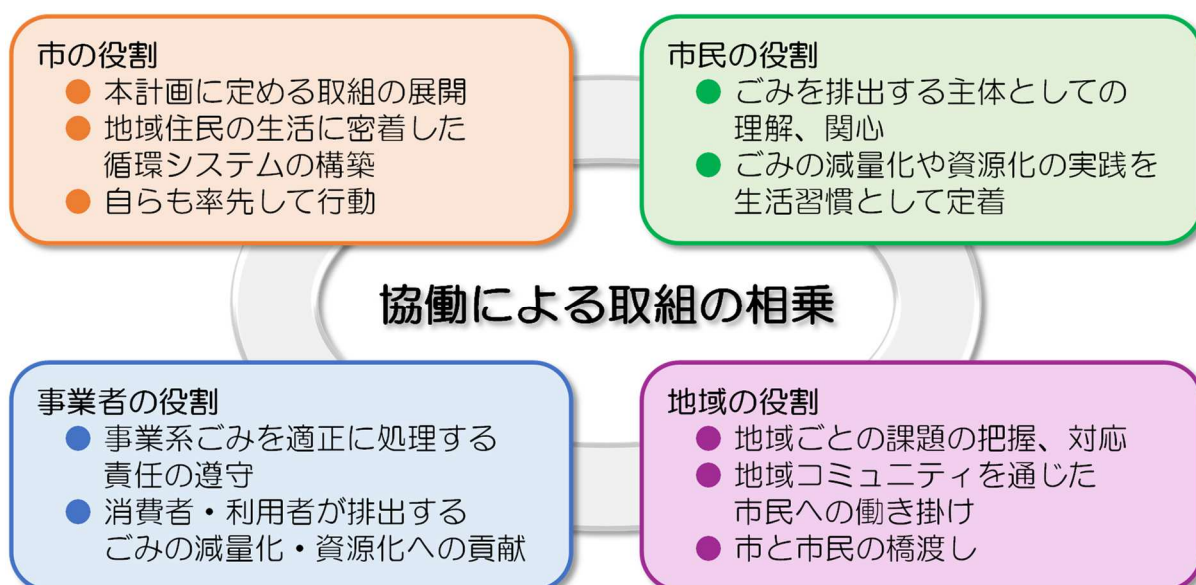
注1) 令和5年度(2023年度)において、KCSから搬出されたばいじんのダイオキシン類濃度が埋立基準値を超過したことから、最終処分場への搬出を停止し、KCS内で一時保管をしていました。令和6年度(2024年度)に入って最終処分場への搬出が再開されたことから、令和6年度(2024年度)の最終処分量が増加しています。令和6年度(2024年度)最終処分量969tのうち、令和5年度(2023年度)発生分は301t、令和6年度(2024年度)発生分は668tとなります。

注2) 「3Rを実践している市民の割合」は、袖ヶ浦市市民意識調査及びまちづくりアンケートで把握します。

ごみ処理の取組の進展に向けた役割

本編 p90~91

ごみ処理の取組の進展に向けた、市、市民、地域、事業者それぞれの役割を以下に示します。



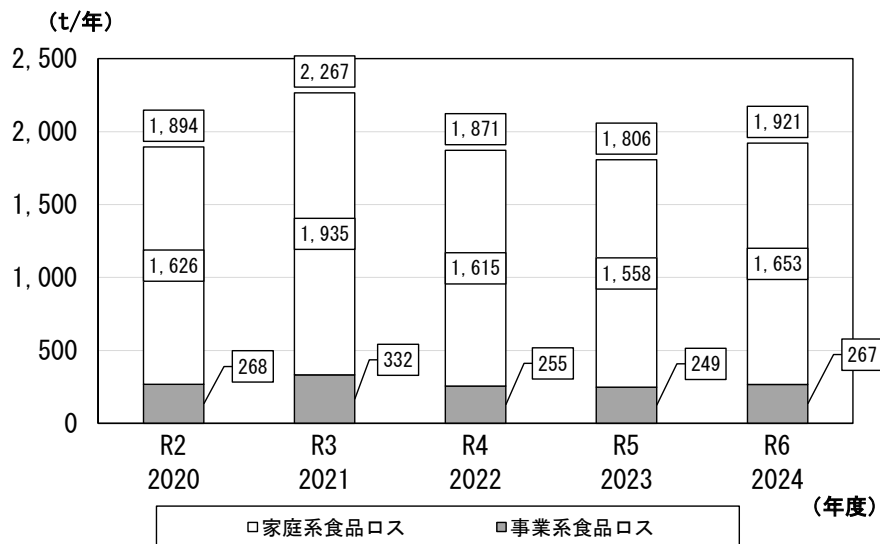
食品ロス削減推進計画

食品ロスの現状

本編p93～97

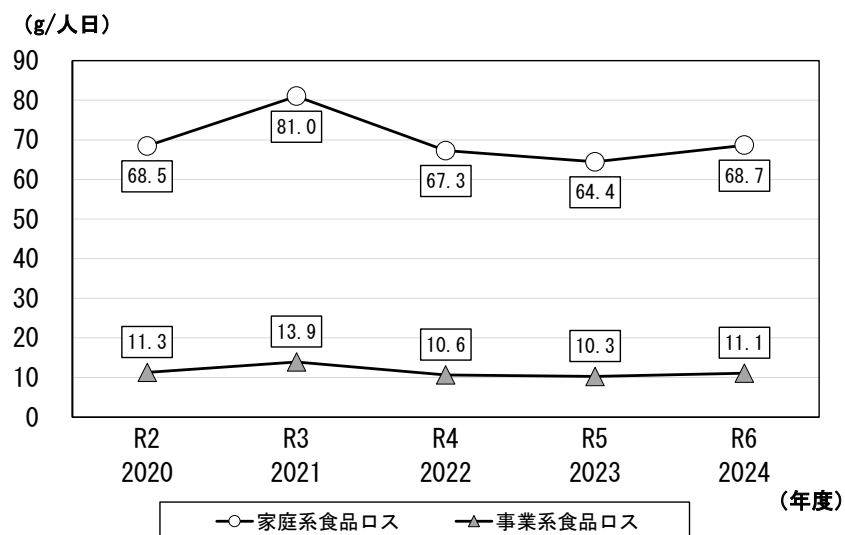
食品ロス量（推計値）

本市においては、家庭系食品ロスが事業系食品ロスと比較して 6 倍程度多く排出されていると想定されており、また、いずれも全体的に横ばいで推移しています。



1人1日当たりの食品ロス量（推計値）

1人1日当たりの食品ロス量についても、総量と同様の傾向を示しています。



○家庭の買い物や小売店等の在庫管理等において、直接廃棄を減らす取組が必要です。

直接廃棄は、買い過ぎて使い切れなかった食材や、多く仕入れ過ぎた食品などといった形で発生します。買い物習慣や商習慣の見直しを通じて、直接廃棄を減らしていく必要があります。

○自宅での食事の際や外食利用時において、食べ残しを減らす取組が必要です。

食べ残しは、調理したものの食べ切れなかった料理のほか、買い過ぎてしまった食品といった形で発生します。必ず食べ切るという食習慣を通じて、食べ残しを減らしていく必要があります。

○やむを得ず発生してしまった食品ロスについては、生ごみ肥料化容器等を積極的に活用することが必要です。

どうしても食品ロスが発生してしまいそうな場合には、生ごみ肥料化容器等によって資源化することで、発生をゼロにすることができます。生ごみ全体の削減に効果がある機器であるため、積極的に活用していく必要があります。

○食品ロス削減の目標実現のため、市民・事業者・行政の協働をさらに推進する必要があります。

食品ロス削減の目標を実現するためには、ごみの減量化・資源化と同様に、本市に関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を知り、協働して取り組むことが必要不可欠です。

食品ロス削減推進計画の施策体系

本市の食品ロス削減に係る課題、食品ロス削減の基本方針、施策の分類及び具体的な取組を取りまとめた施策体系図は以下のとおりです。

食品ロスを削減するために取り組むべき具体的な内容は、生ごみの削減と非常に密接なものであり、ごみ処理の基本方針と同様の内容を定めることが適切です。これを踏まえ、本市における食品ロス削減の基本方針を2つ定めています。

食品ロス削減推進計画に位置付ける具体的な取組は、ごみ処理基本計画の一部と重複しており、該当部分を再掲しています。通し番号は順不同です。

課 題

- 買い物や在庫管理等における直接廃棄の削減
- 食事・外食における食べ残しの削減
- 生ごみ肥料化容器等の活用
- 市民・事業者・行政の協働のさらなる推進



基本方針

- 基本方針1 市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減の推進
- 基本方針2 「もったいない」ライフスタイルの推進



施策の分類及び具体的な取組

食品ロスの発生を抑える施策

- No.13 3きり運動の周知啓発及び推進
- No.14 3010運動の周知啓発及び推進
- No.15 フードドライブの周知啓発及び推進

発生してしまった食品ロスを資源化する施策

- No.2 生ごみ肥料化容器等の普及促進
- No.19 生ごみのバイオマス利活用の検討

協働による食品ロス対策を促進する施策

- No.10 新たにごみ問題の周知啓発
- No.12 ごみ減量化・資源化協力店制度の推進

食品ロス削減推進計画の目標

本編p102~104

食品ロス削減推進計画の目標となる指標は以下のとおりです。

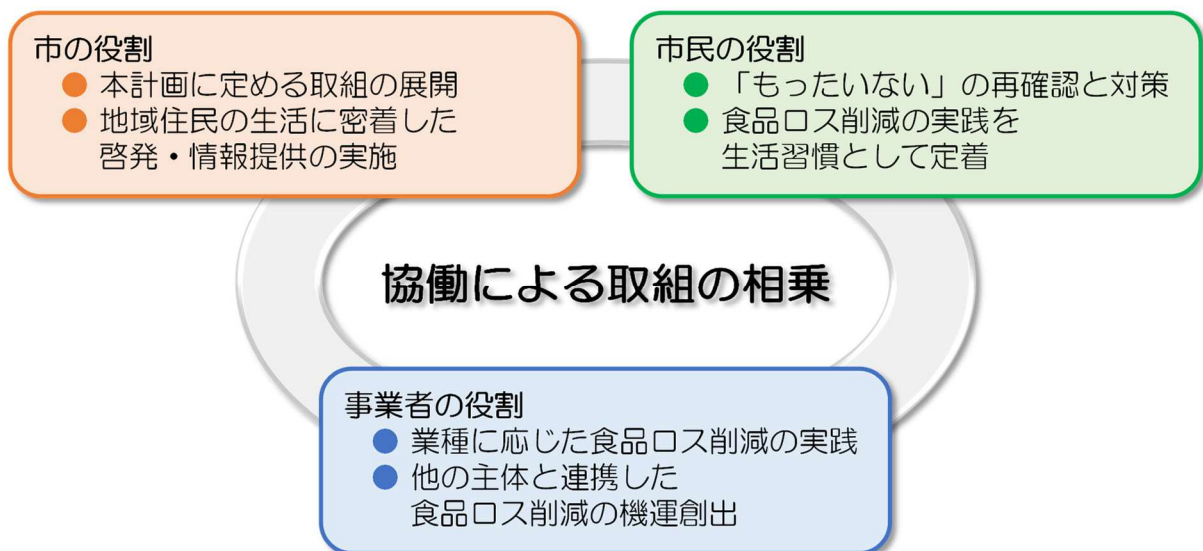
	数値目標	単 位	令和 6 年度 (2024 年度) 実績値	令和 13 年度 (2031 年度) 目標値 ^{注)}	令和 19 年度 (2037 年度) 目標値 ^{注)}
1	1人1日当たりの 家庭系食品ロス量	g/人日	68.7	60.6 (▲11.7%)	53.8 (▲21.7%)
2	事業系食品ロス量	t	267	236 (▲11.7%)	209 (▲21.7%)

注) 併記したパーセンテージは、令和6年度(2024年度)実績値に対する削減割合を示します。

食品ロス削減の取組の進展に向けた役割

本編p105

食品ロス削減の取組の進展に向けた、市、市民、事業者それぞれの役割を以下に示します。



生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状

本編 p107

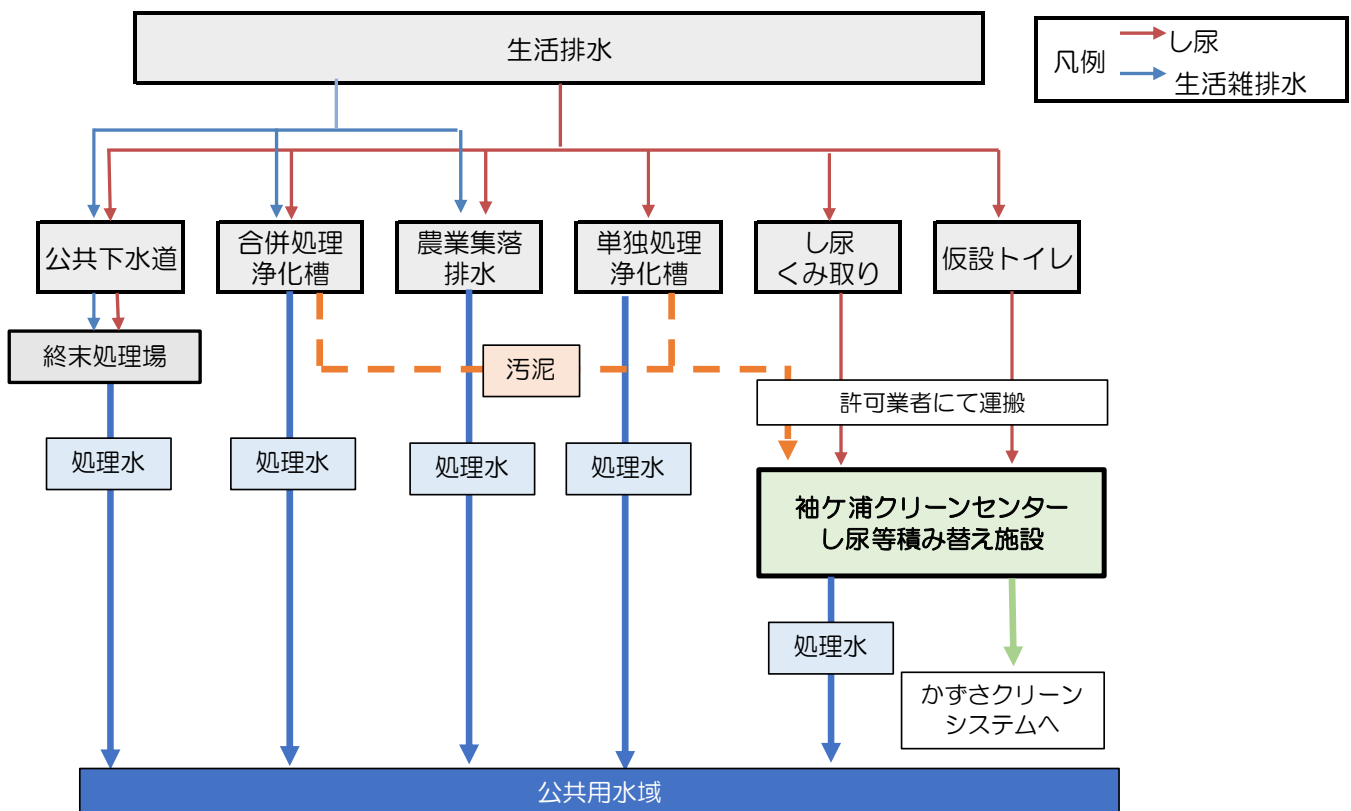
本市における処理形態別人口の推移は以下のとおりです。水洗化・生活雑排水処理率は増加傾向にあり、令和6年度（2024年度）では91.6%となっています。

項目	年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
1.計画処理区域内人口		65,075	65,415	65,777	66,041	65,980
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(1)コミュニティプラント	263	245	263	0	0
	(2)合併処理浄化槽	12,126	12,404	12,543	12,807	12,418
	(3)公共下水道	43,962	44,348	44,616	44,931	45,409
	(4)農業集落排水施設	2,819	2,753	2,755	2,712	2,591
	水洗化・生活雑排水処理率	90.9%	91.3%	91.5%	91.5%	91.6%
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,078	4,839	4,772	4,763	4,739
4.水洗化人口	64,248	64,589	64,949	65,213	65,157	
5.非水洗化人口	(1)計画収集人口	827	826	828	828	823
	(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
	6.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

生活排水の処理形態

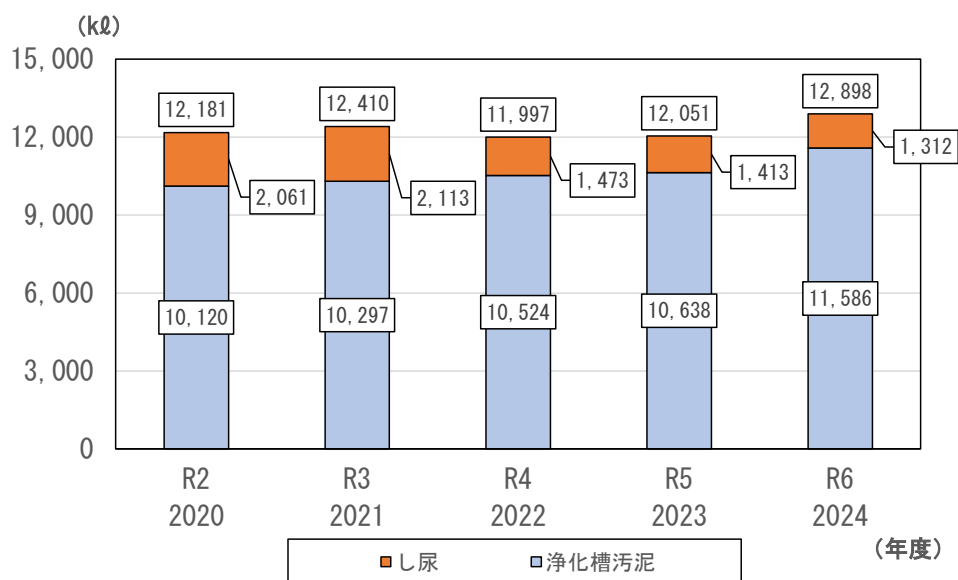
本編 p108~110

本市における生活排水処理フローは以下のとおりです。



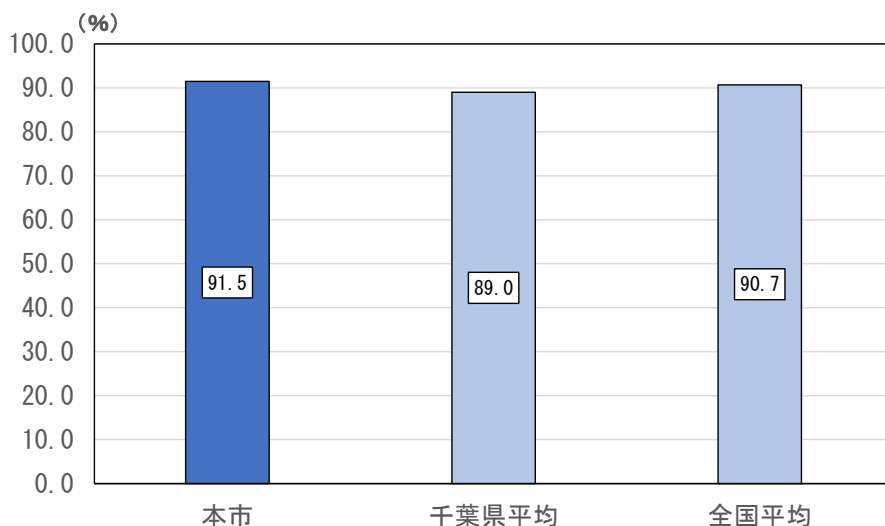
生活排水処理量

令和4年度（2022年度）以降、生活排水処理量は増加傾向を示しています。し尿処理量は減少傾向、浄化槽汚泥処理量は増加傾向にあります。



生活排水処理の評価

公共下水道処理人口の増とともに、規制緩和による市街化区域隣接地の開発増加により合併処理浄化槽処理人口も大幅な増加となったことから、本市の生活排水処理率は 91.5%に向上しており、千葉県平均の 89.0%及び全国平均の 90.7%を上回っています。



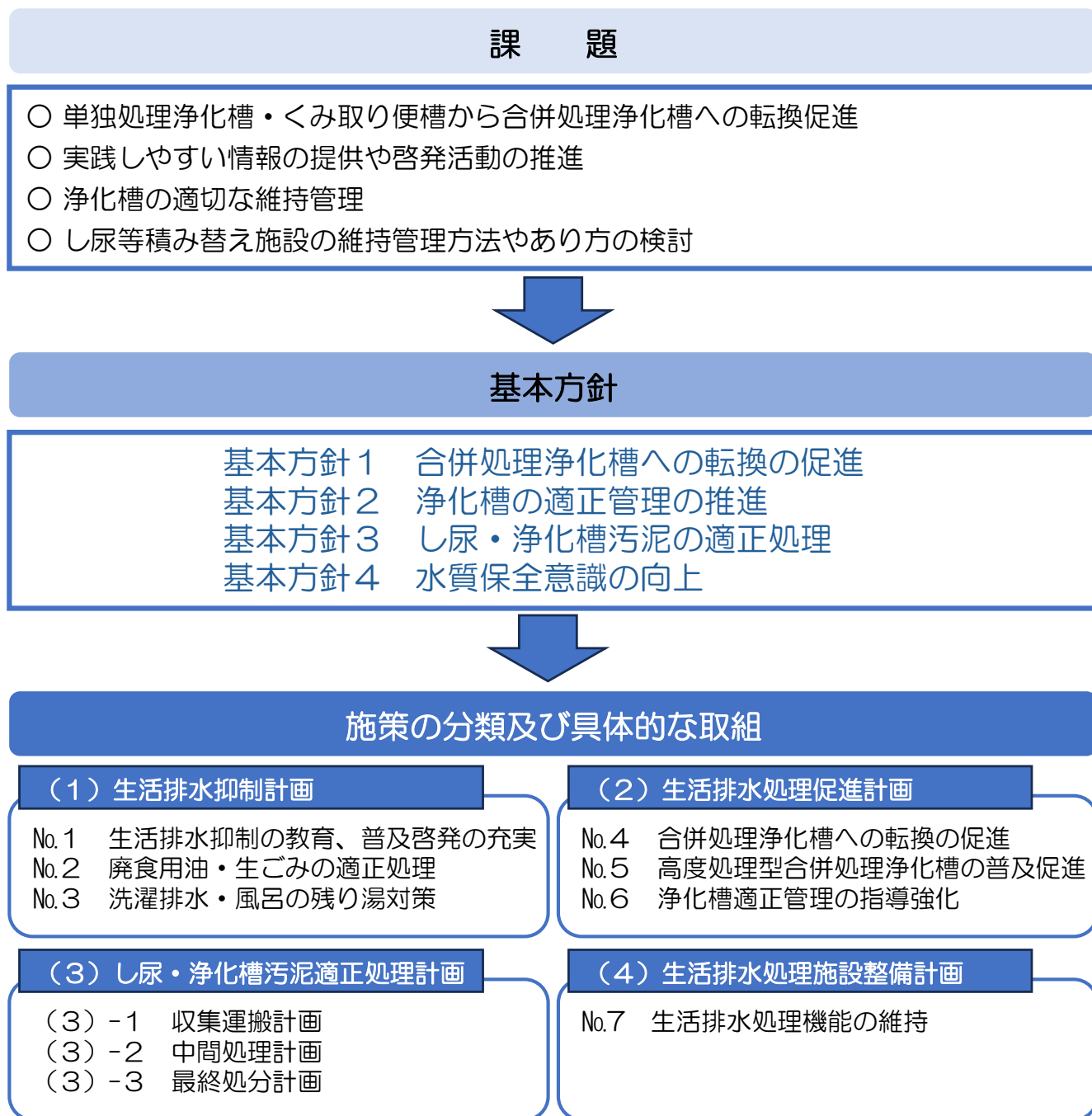
生活排水処理の課題

- 合併処理浄化槽の普及促進等により、生活排水処理率は年々向上していますが、今後も引き続き、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活雑排水未処理人口を減らしていく必要があります。
- 廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用などは、設備の機能低下が懸念されるため、日頃から市民・事業者にわかりやすく、実践しやすい情報の提供や啓発をさらに推進する必要があります。
- 浄化槽は、浄化槽法によって定期的な保守点検、清掃及び水質検査が義務付けられていますが、県内では水質検査を受検していない設置者が多く、浄化槽の機能低下による水質汚濁が懸念されています。そのため、浄化槽の設置者に対し、適切な維持管理を促す啓発を行う必要があります。
- 袖ヶ浦クリーンセンター内のし尿等積み替え施設（旧し尿処理施設）は、稼働開始から 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後の安定的かつ持続可能な運営に支障をきたすおそれがあります。そのため、今後の維持管理方法や施設のあり方について検討する必要があります。

生活排水処理計画の施策体系

本市の生活排水処理に係る課題、生活排水処理の基本方針、施策の分類及び具体的な取組を取りまとめた施策体系図は以下のとおりです。

本市における生活排水処理の基本方針は、生活排水を適正に処理する体制の整備や水質保全意識の向上を踏まえて4つ定めています。



生活排水処理の取組の進展に向けた役割

生活排水処理の取組の進展に向けて、市、市民、事業者がそれぞれの役割を理解し、協働による水環境の保全に努めます。

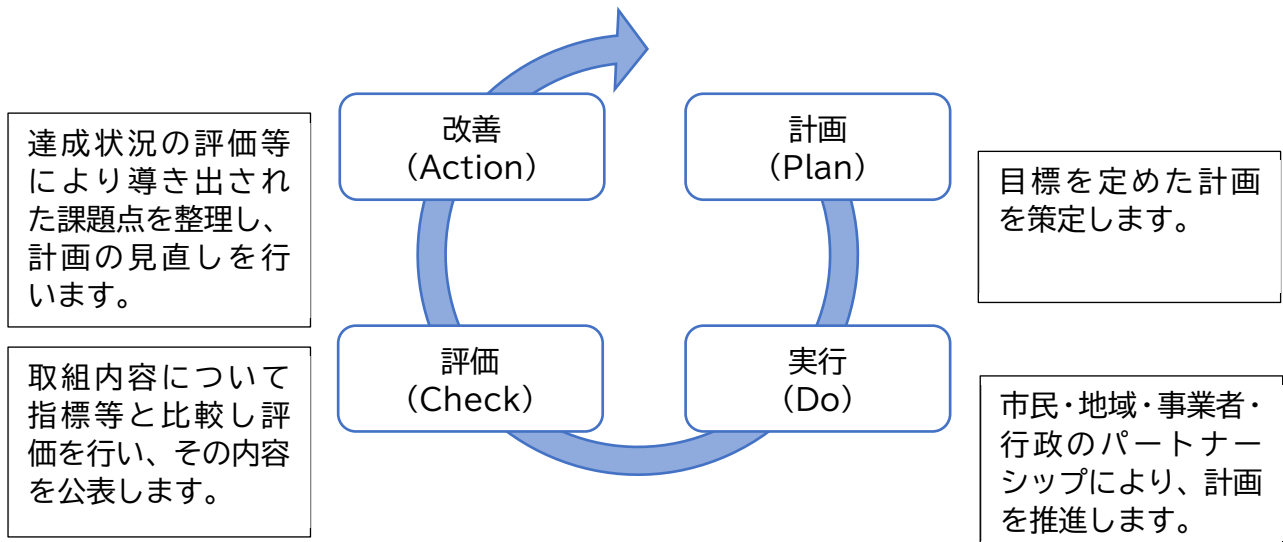
計画の進行管理

PDCAサイクルによる進行管理

本編 p121

本計画の進行管理については、PDCAサイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。評価に当たっては、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。

中間目標年度においては、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会に評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。



袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
(袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画)

発行 令和8年3月
企画・編集 袖ヶ浦市環境経済部廃棄物対策課
〒299-0265 袖ヶ浦市長浦 580 番地 5
TEL 0438-63-1881
FAX 0438-62-2820
URL <https://www.city.sodegaura.lg.jp/>



袖ヶ浦市